



鳥取県公報

平成18年 3月28日(火)
号外第36号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|-----|---|----|
| 条 例 | 鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部を改正する条例 (14) (総務課) | 4 |
| | 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 (15) (職員課) | 5 |
| | 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (16) (〃) | 6 |
| | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を 改正する条例 (17) (福利厚生室) | 7 |
| | 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例 (18) (行政経営推進課) | 8 |
| | 鳥取県部等設置条例の一部を改正する条例 (19) (〃) | 10 |
| | 鳥取県総合事務所設置条例の一部を改正する条例 (20) (〃) | 11 |

———公布された条例のあらまし———

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 日野郡における諸課題に関する住民の意見を県政に反映させ、もって同郡の地域の発展と住民福祉の向上に資するため、鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例(以下「条例」という。)に基づき、平成18年7月8日まで、鳥取県日野郡民行政参画推進会議(以下「会議」という。)を設置することとしている。
- (2) 会議の目的及びこれまでの成果並びに高齢化及び過疎化の進行等日野郡を取り巻く状況からみた会議存続の必要性にかんがみ、設置期間を延長する。

会議の概要

| | |
|----------------------|-------------------------------|
| 委員数 | 24人以内(第1期30人、第2期24人) |
| 委員の任期 | 2年 |
| | 第1期:平成14年10月9日~平成16年12月31日 |
| | 第2期:平成17年1月1日~平成18年7月8日 |
| 会議開催状況(平成17年12月現在) | |
| | 第1期:本会議10回、分科会8回、視察1回、意見交換会1回 |
| | 第2期:本会議5回、視察1回 |
| 意見及び提言の数(平成17年12月現在) | |
| | 第1期:意見270件、提言7件 |
| | 第2期:意見50件 |

2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を平成28年3月31日(現行 平成18年7月8日)までとする。
- (2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 現に任命されている委員の任期について特例措置を講じる。

職員の定年等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 県立総合療育センターにおいて新たに重症心身障害児の入所を開始するため、同センターに施設種別として重症心身障害児施設が設置される。
- (2) 当該重症心身障害児施設における医療業務の専門性等にかんがみ、定年の特例とする機関に同施設を加える。

重症心身障害児施設...重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設

2 条例の概要

- (1) 医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年を年齢65年とする機関に、重症心身障害児施設を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

公益法人等に職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣することができる法人を追加する等の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員を派遣することができる法人を次のとおり変更する。

ア 追加する法人

- (ア) 財団法人日本建設情報総合センター
- (イ) 学校法人放送大学学園

イ 削除する法人

- (ア) 財団法人鳥取県観光事業団
- (イ) 財団法人地域創造

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の制定及び監獄法の一部改正に伴い、監獄が刑事施設に改められる。
- (2) 障害者自立支援法の制定及び身体障害者福祉法の一部改正に伴い、身体障害者療護施設等の障害者を支援する施設が障害者支援施設に移行する。
- (3) (1)及び(2)に伴い、休業補償又は介護補償を行わない場合について所要の改正を行う。

刑事施設...主として、懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者、刑事訴訟法の規定により拘留される者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設

障害者支援施設...障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設

2 条例の概要

- (1) 刑事施設（現行 監獄）等に拘禁されている場合等は、休業補償を行わないこととする。
- (2) 障害者支援施設（現行 身体障害者療護施設）等に入所している場合は、介護補償を行わないこととする。
- (3) 施行期日は、(1)は刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日、(2)は平成18年10月1日とする。

鳥取県職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり職員の定数を改める。

| 区 分 | 定 数 | |
|--------------------------|--------|--------|
| | 改正後 | 現 行 |
| 知事の事務部局の職員 | 3,226人 | 3,250人 |
| 一般会計支弁に係る職員 | 3,212人 | 3,236人 |
| 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 | 2,461人 | 2,467人 |
| 県立学校の職員 | 2,179人 | 2,200人 |
| 県立学校の職員以外の職員 | 282人 | 267人 |
| 企業局の職員 | 80人 | 84人 |
| 病院局の職員 | 削 除 | 730人 |
| 議会の事務局の職員 | 24人 | 23人 |
| 県費負担教職員 | 4,261人 | 4,258人 |

病院局の職員の定数は、病院事業会計の独立性及び病院事業管理者による適切な管理の観点から、この条例から分離して新たに設定する条例により管理する。

- (2) 県内の自治体病院等における医師を確保するため、当該病院等に派遣することが予定される職員（医師に限る。）を、職員定数の外に置くことができることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県部等設置条例の一部改正について

1 条例の改正理由

住民自治を支援する組織の整備等を行うため、総務部、企画部、文化観光局等の所掌事務の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 総務部の所掌事務に住民自治の支援、農業協同組合等の検査及び庶務の集中処理に関する事項を加える。
- (2) 企画部の所掌事務に広報及び市町村の振興に関する事項（現行 総務部の所掌事務）を加える。
- (3) 文化観光局の所掌事務に国際交流に関する事項（現行 総務部の所掌事務）を加える。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県総合事務所設置条例の一部改正について

1 条例の改正理由

総合的な行政機能の充実及び内部事務の合理化を図るため、鳥取県東部総合事務所及び鳥取県八頭総合事務所を新たに設置することに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県東部総合事務所及び鳥取県八頭総合事務所を次のとおり設置する。

| 名 称 | 位 置 | 所 管 区 域 | |
|------------|--------|---------------------|-------------|
| | | 平成19年3月31日まで | 平成19年4月1日以降 |
| 鳥取県東部総合事務所 | 鳥取市 | 市町村合併前の鳥取市、岩美郡及び気高郡 | 現在の鳥取市及び岩美郡 |
| 鳥取県八頭総合事務所 | 八頭郡八頭町 | 市町村合併前の八頭郡 | 現在の八頭郡 |

(2) 総合事務所に所掌させる事務について、生活環境に関する事務は総合事務所に所掌させる事務であることを明確化する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成18年4月1日とする。

イ 次に掲げる条例は、廃止する。

(ア) 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例

(イ) 鳥取県地方県土整備局設置条例

ウ 次に掲げる条例について所要の改正を行う。

(ア) 鳥取県食品衛生法施行条例

(イ) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例

条 例

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第14号

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部を改正する条例

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例（平成14年鳥取県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-----------------|-----------------|
| 附 則 1 及び 2 略 | 附 則 1 及び 2 略 |

(この条例の失効)

3 この条例は、平成28年 3月31日限り、その効力を失う。

(この条例の失効)

3 この条例は、施行の日から起算して4年を経過した日に、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の際現に任命されている委員の任期は、改正後の鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例第4条第3項の規定にかかわらず、平成18年7月8日までとする。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第15号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、次に掲げる機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>重症心身障害児施設</u></p> <p>(5) <u>精神保健福祉センター</u></p> <p>(6) 略</p> | <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、次に掲げる機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>精神保健センター</u></p> <p>(5) 略</p> |

附 則

この条例は、平成18年 4月 1日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第16号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目を削り、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (職員の派遣) | (職員の派遣) |
| 第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 | 第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 |
| (1) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人のうち次に掲げるもの | (1) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人のうち次に掲げるもの |
| ア 略 | ア 略 |
| イ 略 | イ <u>財団法人鳥取県観光事業団</u> |
| ウ 略 | ウ 略 |
| エ 略 | エ 略 |
| オ 略 | オ 略 |
| カ 略 | カ 略 |
| キ 略 | キ 略 |
| ク 略 | ク 略 |
| ケ 略 | ケ 略 |
| コ 略 | コ 略 |
| サ 略 | サ 略 |
| シ 略 | シ 略 |
| ス 略 | ス 略 |
| セ 略 | セ 略 |
| ソ 略 | ソ 略 |
| タ 略 | タ 略 |
| チ 略 | チ 略 |
| ツ 略 | ツ 略 |
| テ 略 | テ 略 |

| | |
|---|---|
| <p>テ 財団法人日本建設情報総合センター</p> <p>ト 略</p> <p>(2) 特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 学校法人放送大学学園</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>2及び3 略</p> | <p>ト 財団法人地域創造</p> <p>ナ 略</p> <p>(2) 特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>2及び3 略</p> |
|---|---|

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第17号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(休業補償)</p> <p>第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得るこ</p> | <p>(休業補償)</p> <p>第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得るこ</p> |

とができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

(1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合

(2) 略

(介護補償)

第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) 略

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合

とができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

(1) 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合

(2) 略

(介護補償)

第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) 略

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施行の日から施行する。ただし、第9条の2の改正は、平成18年10月1日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第18号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、知事の事務局、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務局、企業局並びに議会の事務局の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）のうち、一般職の地方公務員である者（教育長及び臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務局の職員 <u>3,226人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>3,212人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,461人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,179人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>282人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>80人</u></p> <p>(9) 議会の事務局の職員 <u>24人</u></p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,261人</u></p> <p>2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、知事の事務局、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務局、企業局、<u>病院局</u>並びに議会の事務局の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）のうち、一般職の地方公務員である者（教育長及び臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務局の職員 <u>3,250人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>3,236人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,467人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,200人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>267人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>84人</u></p> <p>(9) <u>病院局</u>の職員 <u>730人</u></p> <p>(10) 議会の事務局の職員 <u>23人</u></p> <p>(11) 県費負担教職員 <u>4,258人</u></p> <p>2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。</p> |

(1)～(7) 略

(8) 市町村が設置する病院等における医師の確保を図るため、第1号又は第3号の職員として派遣することとなる職員（医師である者に限る。）

(定数の配分)

第3条 前条第1項第1号及び第3号から第9号までに定める定数の当該各号に掲げる組織の内部の配分、同項第2号に定める定数の同号に掲げる組織ごと及び事務局の内部の配分並びに同項第10号に定める定数の市町村立学校ごとの配分は、それぞれ同項各号に掲げる職員の任命権者が定める。

(1)～(7) 略

(定数の配分)

第3条 前条第1項第1号及び第3号から第10号までに定める定数の当該各号に掲げる組織の内部の配分、同項第2号に定める定数の同号に掲げる組織ごと及び事務局の内部の配分並びに同項第11号に定める定数の市町村立学校ごとの配分は、それぞれ同項各号に掲げる職員の任命権者が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第19号

鳥取県部等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--------------------------|-------------------------|
| (総務部の所掌事務) | (総務部の所掌事務) |
| 第3条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。 | 第3条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。 |
| (1) 略 | (1) 略 |
| <u>(2) 住民自治の支援に関する事項</u> | (2) 略 |
| (3) 略 | (3) 略 |
| (4) 略 | |

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 文書及び広聴に関する事項
- (10) 略
- (11) 農業協同組合等の検査に関する事項
- (12) 私立学校、学術及び科学技術に関する事項

- (13) 略
- (14) 庶務の集中処理に関する事項
- (15) 略

(企画部の所掌事務)

第4条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 広報に関する事項
- (3) 地域及び市町村の振興に関する事項
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

(文化観光局の所掌事務)

第5条 文化観光局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)及び(2) 略
- (3) 国内交流及び国際交流の推進に関する事項

(行政監察監の所掌事務)

第11条 行政監察監の所掌事務は、県の業務の実施状況の監察及び建設事業の評価に関する事項とする。

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 文書、広報及び広聴に関する事項
- (9) 略
- (10) 私立学校、学術及び科学技術に関すること。
- (11) 市町村の振興に関する事項
- (12) 国際交流の推進に関する事項
- (13) 略
- (14) 略

- (13) 略
- (14) 略

(企画部の所掌事務)

第4条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 地域の振興に関する事項
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

(文化観光局の所掌事務)

第5条 文化観光局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)及び(2) 略
- (3) 国内交流の推進に関する事項

(行政監察監の所掌事務)

第11条 行政監察監の所掌事務は、県の業務の実施状況の監察及び工事の検査に関する事項とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県総合事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第20号

鳥取県総合事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下本則において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下本則において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下本則において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|----------|---------|----------------|-----|----------|----------------|--------|-----|----------------|-----|----------|---|--|--|---|-----|-----|---------|----------------|-----|----------|---|--|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、総合事務所を設置する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 生活環境及び建築に関する事務</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p><u>(11) 土木に関する事務</u></p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県東部 総合事務所</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市及び岩美郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県八頭 総合事務所</td> <td style="text-align: center;">八頭郡八頭町</td> <td style="text-align: center;">八頭郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県中部 総合事務所</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> <td style="text-align: center;">倉吉市及び東伯郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前条の規定にかかわらず、<u>鳥取県東部総合事務所及び鳥取県八頭総合事務所は、同条第9号に掲げる事務を所掌しない。</u></p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>八頭郡の区域に係る前条第2号、第7号及び第8号に掲げる事務は鳥取県東部総合事務所が所掌し、日野郡の区域に係る同</u></p> | 名 称 | 位 置 | 所 管 区 域 | 鳥取県東部 総合事務所 | 鳥取市 | 鳥取市及び岩美郡 | 鳥取県八頭 総合事務所 | 八頭郡八頭町 | 八頭郡 | 鳥取県中部 総合事務所 | 倉吉市 | 倉吉市及び東伯郡 | 略 | | | <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、総合事務所を設置する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p><u>(10) 土木及び建築に関する事務</u></p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県中部 総合事務所</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> <td style="text-align: center;">倉吉市及び東伯郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>日野郡の区域に係る県税事務所の庶務に関する事務及び建築に関する事務は、鳥取県西部総合事務所が所掌する。</u></p> | 名 称 | 位 置 | 所 管 区 域 | 鳥取県中部 総合事務所 | 倉吉市 | 倉吉市及び東伯郡 | 略 | | |
| 名 称 | 位 置 | 所 管 区 域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取県東部 総合事務所 | 鳥取市 | 鳥取市及び岩美郡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取県八頭 総合事務所 | 八頭郡八頭町 | 八頭郡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取県中部 総合事務所 | 倉吉市 | 倉吉市及び東伯郡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名 称 | 位 置 | 所 管 区 域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取県中部 総合事務所 | 倉吉市 | 倉吉市及び東伯郡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

条第2号及び第8号に掲げる事務（生活環境に関する事務を除く。）は鳥取県西部総合事務所が所掌する。

附 則

1～7 略

（鳥取県東部総合事務所等の名称、位置及び所管区域の特例）

8 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における第2条第1項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取県東部総合事務所及び鳥取県八頭総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの地域は、平成16年10月31日におけるものを示す。

| 名 称 | 位 置 | 所 管 区 域 |
|----------------|--------|---|
| 鳥取県東部 総合事務所 | 鳥取市 | 鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。）及び岩美郡 |
| 鳥取県八頭 総合事務所 | 八頭郡八頭町 | 鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡 |

附 則

1～7 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（関係条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

（1）鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例（昭和36年鳥取県条例第19号）

（2）鳥取県地方県土整備局設置条例（平成7年鳥取県条例第5号）

（鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正）

3 鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この項において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この項において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下この項において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。）に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(手数料の徴収)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる事務については、<u>当該各号に定める額の手数料を徴収する。</u></p> <p>(1) <u>法第30条第2項の規定に基づき監視指導を行った結果についての証明書の交付 1件につき420円</u></p> <p>(2) <u>法第52条第1項の規定に基づく許可の申請に対する審査 別表第3に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>(権限の委任)</p> <p>第9条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p>第10条 略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p>1 食品取扱施設における衛生管理</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 不良な食品の回収及び廃棄</p> <p>ア 営業者は、食品衛生上不良な食品の製造又は販売があった場合は、当該食品の回収その他の必要な措置を講ずるとともに、<u>知事に報告すること。</u></p> <p>イ アの措置により回収された食品は、通常の製品と明確に区別して保管し、知事の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>(9) 略</p> <p>2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理</p> <p>(1) 営業者は、<u>知事から、食品取扱者に検便を受けるべき旨の指示があったときは、当該食品取扱者に検便を受けさせること。</u></p> <p>(2)~(5) 略</p> | <p>(手数料の徴収)</p> <p>第5条 <u>法第52条第1項の規定による許可の申請に対する審査については、別表第3に定めるところにより、手数料を徴収する。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p>第9条 略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p>1 食品取扱施設における衛生管理</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 不良な食品の回収及び廃棄</p> <p>ア 営業者は、食品衛生上不良な食品の製造又は販売があった場合は、当該食品の回収その他の必要な措置を講ずるとともに、<u>所轄の保健所の長(以下「保健所長」という。)に報告すること。</u></p> <p>イ アの措置により回収された食品は、通常の製品と明確に区別して保管し、保健所長の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>(9) 略</p> <p>2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理</p> <p>(1) 営業者は、<u>保健所長から、食品取扱者に検便を受けるべき旨の指示があったときは、当該食品取扱者に検便を受けさせること。</u></p> <p>(2)~(5) 略</p> |

(鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の鳥取県食品衛生法施行条例第5条の規定(同条第1号に係るものに限る。)は、この条例の施行の日以後に証明書の交付を受けようとする者の行う申請について適用する。

(鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

- 5 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(緊急時の措置)</p> <p>第22条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物が飼育施設から逃げ出したときは、直ちに所管の鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所又は警察署に通報するとともに、当該特定動物の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> | <p>(緊急時の措置)</p> <p>第22条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物が飼育施設から逃げ出したときは、直ちに保健所又は警察署に通報するとともに、当該特定動物の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> |

